

令和6年第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫 太田桂子
宮本久美子 加悦雅浩

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 芥川高一委員 太田委員

6. 議 事

(1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

(2) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

(2) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

(3) 議案第7号 農用地利用集積計画の同意について

(4) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

(5) 報告第4号 許可不要転用届について

事務局 只今から令和6年第2回農業委員会総会を開催いたします。本日は全ての委員がご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 令和6年第2回目の総会、お忙しい中ご出席頂きまして有難うございます。先日、八代市で十四市の会議が開催されました。コロナ終息後で縮小して開催されましたが、来年は宇土市の番で通常どおりの開催を予定しています。事務局を含め大変ですが、十四年に一度の開催ですので皆

様方のご協力よろしくお願い致します。また、28日は、八代市で農地利用最適化推進委員のブロック会議が開催されます。懇親会も予定していますのでよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、芥川高一委員さんと太田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。

小森委員 記載事項について確認しましたが、特に問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は5年、農機具を所有し、主たる作物は水稻、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。また、譲受人の現経営農地はすべて父親名義となっていますが、父親が高齢のため、勤務先である宇土市に営利企業従事許可申請を行い、譲受人自身が主に耕作している状態とのことです。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。
小森委員	本件についても特に問題ありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号2番について説明いたします。地図は4ページをご覧ください。申請地までの通作距離は3kmで、農業年数は1年、農業技術修学歴が2年、トラクターを導入予定で、主たる作物はきゅうりになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の松下委員よりご説明をお願いします。
松下委員	記載内容のとおりで特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明いたします。地図は5ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約60mで、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の太田委員よりご説明をお願いします。

太田委員 生前贈与で特に問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約500m~600m、耕うん機を導入予定で、主たる作物は露地野菜となり、3条の要件は満たしているものと思われます。また、譲受人は農業経験がありませんが、障がいを持つ息子の教育の一環として野菜栽培を行い、将来的には施設の子どもたちとも農作業をする予定とのことです。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号4番について承認します。以上、議案第4号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の加悦委員より説明をお願い致します。

加悦委員 本件はすでに農地とは言えない状況ですので始末書が添付されていますが、転用については問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は8ページです。申請人は、下網田町に居住する個人です。経営する食品製造業のための施設の修繕に必要な資材など、営業に関する資材置場とするため、耕作していない所有地を使用したいと考え、今回の転用申請となりました。また、土砂流出防止のための擁壁工事により、砂利交じりの状態になっていたため始末書添付での申請です。申請地は、網田支所からおおむね300m以内にあるため、第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第5号について、1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願い致します。

中村委員 現地確認を行いました。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしくお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は13ページです。申請人は、八代市で不動産業等を行う法人です。申請地は保育園、小学校、病院、市役所等に近いため生活するうえで利便性がよく宅地分譲に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので1番について承認します。次に申請番号2ですが、説明を事務局よりお願い致します。
事務局	申請番号2番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので2番について取り下げとします。次に申請番号3番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。
那須委員	記載事項のとおりで何ら問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明を事務局よりお願いします。
事務局	申請番号3番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人です。申請地は、譲渡人が畑として使用していましたが、住宅に囲まれ公道と接しておらず、個人所有の通路があるものの耕作機械を搬入するのも苦勞する状況となっていました。今回、譲渡人からの買い取ってほしいとの要望により、隣接する譲受人がガレージや転回スペース、家庭菜園として利用するための転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。

境議長	異議なしということですので3番について承認します。次に申請番号4番について確認委員の上村委員より説明をお願いします。
上村委員	親族間の譲渡で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
事務局	申請番号4番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、北段原町のアパートに居住する個人で、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になったことから、一戸建ての住宅を建築する計画をたてたところ、申請地は祖父の所有する土地で、実家にも近く、全面道路も整備され利便性がいいため、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので4番について承認します。次に申請番号5番について確認委員の長溝委員より説明をお願いします。
長溝委員	記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
事務局	申請番号5番について説明いたします。地図は17ページです。申請人は、嘉島町に居住する個人です。借家に家族5人で生活しており、現在の住居では手狭になったため、住宅を建築する計画をたてたところ、申請地は宅地に囲まれ、実家にも近く、利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 5 番について承認します。次に申請番号 6 番について事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 6 番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 6 番について取り下げとします。以上、議案第 6 号について、4 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。議案書の 21 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回は、すべて農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の再設定です。次に 22 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で 9,079 m ² となっています。次に 23 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 2 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m ² 、再設定が 11,141 m ² 、農業公社による利用権の新規設定が 34,024 m ² 、再設定が 18,346 m ² です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 7 号について承認します。次に報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。25 ページをご覧ください。なお、記載漏れがありましたので、机上配布しております別紙 1 も併せてご覧ください。解約件数は 5 件、総合計は 14 筆で 16,359 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 3 号について承認します。次に報告第 4 号「許可不要転用届について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。28 ページをお開きください。地図は 29 ページです。番号 1 番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。配水池の移設・改修のための転用になります。配水池は現在、本網津の山の中腹くらいの高い位置にあり高低差を利用して各家庭に排水していますが、今後は水源地のすぐ横に配水池を移設し加圧ポンプ式で配水するとのことです。農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号において、「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第4号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和6年第2回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 芥川 高一 印

議事録署名人 太田 桂子 印